

西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、総合的な治水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって環境の保全に資するため、西尾市下水道事業補助金交付規程（令和2年西尾市下水道事業管理規程第14号）において準用する西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）を設置する者に対し、毎年度予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽）及び単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽で浄化槽法第3条の2に該当するもの及び単独浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に該当するもの）をいう。
- (2) 雨水貯留施設 浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用し、又は雨水貯留槽を設置することにより、雨どいから雨水を流入させ、河川及び水路への流出を抑制し、雨水の有効利用ができる施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させるための施設で次の施設をいう。
 - ア 雨水浸透ます、浸透管及び浸透側溝（浸透孔を有し、周囲を充填材料等から構成されるもの）
 - イ 透水性舗装（露天において透水性の高い材質によって構成される舗装で、駐車場、歩道等の地表に施工されるもの）
- (4) 排水設備 西尾市下水道条例（平成3年西尾市条例第23号。以下「条例」という。）第3条第6号又は西尾市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成3年西尾市条例第24号）第3条第6号に規定する排水設備をいう。
- (5) 設置工事 雨水貯留施設又は雨水浸透施設の設置を行う工事をいう。
- (6) 改造工事 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次のものをいう。
 - ア 浄化槽内部の汚泥のくみ取り及び清掃
 - イ 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事

ウ 雨水の集水及び余水吐の配管又は開きよの設置工事

エ ポンプ及び水栓の設置並びに配管工事

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の宅地又は雑種地（以下「宅地等」という。）に設置する雨水貯留浸透施設等とし、補助金の額は、別表に定める額とする。ただし、補助金の合計金額は10万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 既設の雨水貯留浸透施設を作り替えようとする場合

(2) 雨水貯留浸透施設の設置について、この要綱に定める補助金以外の補助金の交付を受けることができる場合又は既設の雨水貯留浸透施設について移転補償金を受けることができる場合

(3) 宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられている場合

(4) 申請にかかる土地の所有者等が暴力団員である場合

(5) 申請にかかる土地が公共下水道又は農業集落排水の供用区域であり、当該公共下水道又は農業集落排水への接続が行われていない場合

(6) その他下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が補助金の交付を不相当と認めた場合

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、市内全域とする。

(補助対象者)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において土地又は建築物を所有し、又は使用している者で雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助の交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留浸透施設に係る工事の着手前に規則第4条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、既存浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合は、排水設備の下水道等排水設備等確認（変更確認）申請書と同時に提出しなければならない。

(1) 工事場所の位置図及び工事の概要を示す図面（配管工事等の平面図、横断面図、構造図等）

(2) 見積書（物品購入、設置工事及び改造工事に関するもの）

(3) 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）

(4) 雨水貯留浸透施設の設置を行う場所が借地である場合は、当該土地所有者の承諾書

(5) その他管理者が必要と認める書類

(排水設備確認申請の省略)

第6条の2 条例第6条ただし書に定める申請とは、規則第4条の規定による補助金交付申請とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 補助金の交付の決定及びその通知は、規則第5条の規定に基づき行うものとする。

(内容変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、雨水貯留浸透施設の内容の変更（施設の廃止及び施設使用の中止を含む。）をする場合は、規則第8条の規定に基づき取り扱うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、設置工事が完了した日から30日以内に規則第9条の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 雨水貯留浸透施設の設置工事及び改造工事の完了図面（配管工事等の平面図及び断面図並びに浄化槽本体の改造があった場合はその断面図）

(2) 工事写真（工事着手前、工事中及び工事完了後の写真）

(3) 設置及び改造工事に係る請求書の写し

(補助金の交付)

第10条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、かつ、適当と認めたときは、補助金の交付決定を受けた者の請求により補助金を交付するものとする。

(管理協定の締結)

第11条 補助対象者が前条の請求書を提出するときは、雨水貯留浸透施設の管理に関する協定書2通に記名押印して管理者に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象者が補助金を交付された施設を廃止するにあたっては、当該施設の設置又は改造後7年を経過しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の処置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 目	対象経費	施設要件	補助単価
雨水貯留施設 （既存浄化槽転用 雨水貯留槽）	改造工事に要する 材料費、工事費、 諸経費		1宅地当たり 改造工事に要した 経費に3分の2を 乗じて得た額。た だし、10万円を 上限とする。
雨水貯留施設 （雨水貯留槽）	雨水貯留槽の設 置、雨水の集排水 のための配管等に 要する材料費、工 事費、諸経費	容量、1基当たり 100リットル以 上	1基当たり 設置に要した経費 に3分の2を乗じ て得た額。ただし、 7万円を上限とす る。 2基以上設置する 場合は、1宅地当 たり10万円を上 限とする。
雨水浸透施設 （雨水浸透ます）	雨水浸透ますの設 置、雨水の集排水 のための配管等に 要する材料費、工 事費、諸経費	構造150ミリメ ートル以上 深さ400ミリメ ートル以上	1宅地当たり 設置に要した経費 に3分の2を乗じ て得た額。ただし、 10万円を上限と する。
雨水浸透施設 （雨水浸透管）	雨水浸透管の配管 のための材料費、 工事費、諸経費	口径100ミリメ ートル以上	
雨水浸透施設 （浸透側溝）	雨水浸透U型側溝 の設置に要する材 料費、工事費、諸 経費	構造150ミリメ ートル以上	
雨水浸透施設 （透水性舗装）	透水性舗装の材料 費、工事費、諸経 費	露天であること 面積10平方メー トル以上	
その他の類似施設 （上記施設と同等 の効果があると認 められるものに限 る）			同等施設の額に準 ずる

備考 1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。